

令和7年神審第15号

裁 決

引船A1引船列のり養殖施設損傷事件

受 審 人 a

職 名 A1船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官大野徹二出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年11月13日04時20分

兵庫県明石港西方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 引船A1 はしけA2

総トン数 16トン

全 長 22.00メートル

登録長 13.00メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 404キロワット

船種船名 はしけA3

全 長 18.20メートル

3 事実の経過

A1は、操舵室中央に舵輪、その左舷側にレーダー、右舷側に機関遠隔操縦装置、その右側にGPSプロッターをそれぞれ装備した鋼製引船で、a受審人が1人で乗り組み、いずれも非自航の鋼製はしけで、空倉のまま、船首尾0.6メートルの等喫水となった、A2及びA3を順に縦列でつないで船尾に引き、A1の船尾端からA3の後端までの距離が約90メートルの引船列（以下「A引船列」という。）を構成し、船首1.0メートル船尾2.6メートルの喫水をもって、令和3年11月13日01時00分阪神港神戸第2区を発し、兵庫県東播磨港に向かった。

ところで、明石港西方沖合には、平成30年9月1日から令和5年8月31日までの間、兵庫県知事から受けた区画漁業免許状に基づく免許番号区第7号の第1種区画漁場区域（以下「7号区域」という。）が、江井ヶ島港西防波堤灯台（以下「江井ヶ島西灯台」という。）から130.5度（真方位、以下同じ。）2.53海里、153.5度2.03海里、205度1.63海里、190.5度650メートルの各地点を順次結ぶ線に囲まれた範囲に設定され、同区域の周囲に光達距離が5.5キロメートルで毎4秒に1回の黄色閃光を発する簡易標識灯44基が設置されており、毎年9月10日から翌年5月15日までの間、7号区域にのり養殖施設が敷設されていた。

また、a受審人は、発航の前日の08時00分頃起床して昼間はテレビを見るなどして過ごし、17時30分頃夕食をとったのち、22時00分頃まで横になって休息し、出港したものであった。

a 受審人は、単独で椅子に腰を掛けた姿勢で大阪湾北部を西行し、03時28分半僅か過ぎ江井ヶ島西灯台から113.5度5.63海里の地点で、針路を267度に定め、5.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

03時59分僅か過ぎ a 受審人は、江井ヶ島西灯台から132度3.55海里の地点に達したとき、前路に航行の支障となる船舶がなく、気が緩んで眠気を催したが、これまでに居眠りをしたことがなかったため、居眠りに陥ることはないものと思い、椅子から立ち上がって操縦するなど、居眠り運航の防止措置を十分にとることなく、同じ姿勢のまま続航した。

こうして、a 受審人は、いつしか居眠りに陥り、04時04分江井ヶ島西灯台から137度3.28海里の地点に至ったとき、右舵がとられた状態となり、右回頭しながら7号区域に向かって進行し、04時20分江井ヶ島西灯台から149度2.07海里の地点において、A引船列は、船首が315度を向いたとき、原速力で、同区域に敷設されたのり養殖施設に乗り入れた。

当時、天候は晴れで風力2の北北東風が吹き、潮候はほぼ高潮時であった。

その結果、A1の推進器翼に修理を要しない擦過傷を生じ、のり養殖施設は、ロープに破断等を生じたが、のち修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件ののり養殖施設損傷は、夜間、明石港西方沖合において、東播磨港に向けて航行中、居眠り運航の防止措置が不十分で、7号区域に向かって進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、明石港西方沖合において、東播磨港に向け、単独

で椅子に腰を掛けた姿勢で手動操舵によって航行中、前路に航行の支障となる船舶がなく、気が緩んで眠気を催した場合、居眠りに陥ることのないよう、椅子から立ち上がって操縦するなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。ところが、同人は、これまでに居眠りをしたことがなかったので、居眠りに陥ることはないものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、いつしか居眠りに陥り、7号区域に向かって進行して同区域に敷設されたのり養殖施設に乗り入れる事態を招き、船体及び同施設にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和8年1月14日

神戸地方海難審判所

審判官 桐 井 晋 司